

税金は納付期限までに納めましょう



市税は、福祉や教育、生活環境整備など行政サービスを行うための重要な財源です。私たちが健康で豊かな生活を送るために、必要な費用をまかなっている税金。納付期限までに納付しましょう。

◎問い合わせ 市税について 納税管理課 ☎23-2126
 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 保険年金課 ☎23-7144
 介護保険料について 介護保険課 ☎23-2596

納期内納付と自主納付が原則

市が扱う税金には、市県民税や固定資産税、軽自動車税、法人市県民税のほか、国民健康保険税などがあります。

税金は、納期内納付と自主納付が原則です。

納税は便利な口座振替で

納付忘れを防ぐには、口座振替が便利です。市では今年度から、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などインターネットを利用した「Web口座振替受付サービス」を開始。口座振替依頼書の記入や届出印が不要で、金融機関や市役所に出向く必要もなく、簡単に申し込みできます。

利用できる金融機関など詳しくは、市ホームページを確認ください。



※従来通り、市内の金融機関窓口での申し込みも可能です。

納付忘れも滞納です

納付期限までに納税しないことを「滞納」といいます。うっかりや不注意による納付忘れであっても、「滞納」になります。

「納」になります。納付期限を過ぎると本税のほか、督促手数料や延滞金も併せて納めなければなりません。

期限までに納付できないとき

病気や失業、災害など、やむを得ない理由で納付が困難になった人のために、納税相談を随時行っています。納付が困難になった場合は、そのまま放置せず、早めに相談ください。

毎週木曜日は、納税管理課と保険年金課で19時まで夜間相談を受け付けています。

滞納処分されます

税の公平性を保つため、国税徴収法などで定められているのが滞納処分です。滞納の状態が続くと、滞納している人の財産(預貯金や給与、生命保険、不動産など)を差し押さえて、滞納している市税に充当します。場合によっては滞納者宅の捜索や自動車のタイヤロックを行い、公売します。滞納処分は、本人承諾の有無にかかわらず行います。



差し押さえ物品公売会

勤めている人の納付方法

会社などに勤めている人の市県民税は、特別徴収制度による給与差引きになっています。特別徴収制度は、雇用主が従業員の給与から預かって納付する制度です。雇用主の皆さんは、納付期限までに納付してください。

雇用主の皆さんへ

調査協力をお願いします

従業員が市税などを滞納している場合、会社に給与などの調査を行うことがあります。調査への協力をお願いします。

11月以降の税金および保険料の納付期限

税目 / 納期	11/30 (水)	12/26 (月)	1/31 (火)	2/28 (火)	3/31 (金)
固定資産税		●		●	
市県民税			●		
国民健康保険税	●	●	●	●	●
後期高齢者医療保険料	●	●	●	●	
介護保険料	●	●	●	●	

目指せ80歳で20本の歯！ 11月8日はいい歯の日

◎問い合わせ 学校教育課 ☎23-2186



一度むし歯になると、二度と元の健全な歯には戻らないと言われています。生涯にわたり健康な歯を保つため、子どものときからむし歯予防に取り組みましょう。

児童のむし歯罹患本数

本市の令和3年度の12歳児一人当たりの平均むし歯本数は1.49本で、全国平均の0.63本、県平均の0.90本に比べ、むし歯の罹患本数が高くなっています。令和2年度の1.58本よりは減少したものの、県内26市町村で6番目に高い現状です。

むし歯予防の取り組み

市教育委員会では、市内の小・中学校で歯の保健指導や歯磨き指導、歯科検診を実施。市内小学校のモデル校で、保護者が希望した児童に対して、フッ化物洗口を行っています。フッ化物は、歯の表面を強くし、むし歯菌の働きを弱める効果が期待されます。



INTERVIEW



都城歯科医師会
地域保健母子・
学校歯科担当理事
稲田 英三郎さん

子どもが成長していく上で、生活に占める「食事」の比重は、とても大きいのではないのでしょうか。「もぐもぐ何でも食べられる」からこそ、家族や友だちとの会話を楽しみながらの「食事」に夢中になって、健やかな成長・発育が促されます。

そして、このような食事の基礎にあるのが、「むし歯のない歯」「きれいなお口の中」です。だからこそ、「フッ化物の入った歯磨き剤を使用した歯磨きの習慣」や、「早期歯科治療・定期的な歯科医院の受診」がとても大切です。子どものときから健康な歯を保つためにも、気軽に、近隣の歯科医院を受診いただきたいです。

マイナンバーカードを取得して
QUOカード 5000円分 もらおう！
 市では、マイナンバーカード取得感謝券の配布期限以降に、マイナンバーカードを初めて取得した市民に、QUOカード5千円分を配布しています。
 ◎問い合わせ
 マイナンバーカードサポートセンター ☎23-2774



配布対象・配布方法

次のいずれかに該当する人に配布しています。

- 8月2日(火)から10月31日(月)までにカードを初めて取得した市民
対象者宅へ郵送
- カードを取得して、8月2日(火)から10月31日(月)までに本市に転入した市民
対象者宅へ郵送
※カードの継続利用の手続きを済ませている人が対象
- 11月1日(火)以降にカードを初めて取得または申請した市民
カード交付または申請時に窓口で手渡し
※申請時にQUOカードを受け取るには条件があります。詳しくは、市ホームページを確認ください
- カードを取得して、11月1日(火)以降に本市に転入した市民
転入届時に窓口で手渡し
※同時にカードの継続利用の手続きが必要

Point

マイナンバーカードは申請から取得まで1カ月～1カ月半程度かかります。QUOカードの受取を希望する人は、**令和5年2月15日(水)までにマイナンバーカード申請**をお願いします。



市ホームページ

- 配布額 1人5千円分
- 配布期間 11月1日(火)～令和5年3月31日(金)

※QUOカードの利用に有効期限はありません

使える店舗

QUOカード加盟店(コンビニエンスストア、一部の書店など)
 ※利用前に店舗を確認ください